

■介護保険とは

▼問合せ 健康長寿課介護保険係 (TEL37-1253)

介護保険制度は、市が保険者となって運営します。40歳以上の人全員が被保険者(加入者)として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払いサービスを利用することができます。

■加入・保険料について

▼加入対象者

65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の人で、職場の健康保険や国民健康保険などの医療保険に加入している人(第2号被保険者)が対象となります。

▼保険料の納付方法

- 第1号被保険者(65歳以上)の保険料は所得に応じて決定され、年金からの天引き、または納付書による現金納入や口座振替により納めます。
- 第2号被保険者(40歳~64歳)の保険料は国民健康保険などの各種医療保険の算定方法に基づいて設定されます。納付方法は医療保険と一括して支払うことになります。

■利用できるサービス

▼サービスの費用負担

原則として費用の1割(10%)が自己負担となります。

▼サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、申請をして認定を受ける必要があります。申請は、本人か家族が行います。健康長寿課と小笠支所で受け付けています。また地域包括支援センター(プラザけやき内)では利用するための相談ができます。

なお、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうことができます。



■所谓护理保险

▼咨询 健康長寿課护理保险担当 (TEL37-1253)

护理保险制度は市として保険者として運営する。40歳以上全員の人員が被保険者(加入者)として保険料を支払う。被認定が必要とする時、費用の一部を支払うサービスを受けられる。

■关于加入・保险金

▼加入対象者

65歳以上(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の人で、加入する職場の健康保険や国民健康保険等医療保険者(第2号被保険者)が対象。

▼保険金の缴纳方法

- 第1号被保険者(65歳以上)の保険金収入は所得に応じて決定され、年金からの天引き、または納付書による現金納入や口座振替により納めます。
- 第2号被保険者(40歳~64歳)の保険金は国民健康保険などの各種医療保険の算定方法に基づいて設定されます。納付方法は医療保険と一括して支払うことになります。

■可以接受的服务

▼负担服务费用

原则上费用的1成(10%)是自己负担。

▼接受服务时

希望接受护理服务时, 办理申请后需要接受认定。申请手续是本人或家属办理。在健康长寿課及小笠支所受理。另外在地区综合支援中心(PLAZA KEYAKI 内)受理相谈。但是也可以让指定住宅护理支援行业及护理保险设施等代行办理。



▼在宅で受けられるサービス

サービス名	内容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	自宅でホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事などの身の回りの世話を受けられます。
訪問入浴介護	巡回入浴車により、自宅で入浴の介助を受けられます。
訪問看護	自宅で看護師などによる療養上の世話や必要な診療の補助を受けられます。
訪問リハビリテーション	自宅で理学療法士や作業療法士などによる必要なリハビリテーションを受けられます。
居宅療養管理指導	自宅で医師や歯科医師、薬剤師などによる療養上の管理や指導を受けられます。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどに通って、入浴や食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受けられます。
通所リハビリテーション (デイケア)	医療施設などに通って、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを受けられます。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームなどの施設に短期入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練を受けられます。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	医療施設などに短期入所して、看護や医学的管理下における介護、必要な医療や日常生活上の世話を受けられます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が、介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。
福祉用具の貸与、購入費の支給	特殊ベッドや車いすなどの貸与、およびポータブルトイレなどの購入費の支給を受けられます。
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消など、小規模な改修の費用の支給を受けられます。
居宅介護支援 (ケアマネージメントサービス)	要介護者等の状況に応じて介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、計画に基づいたサービスが利用できます。

▼施設で利用できるサービス

※要介護1～5の被保険者が、施設に入所して受けるサービスです。

サービス名	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
介護療養型医療施設 (介護体制がととのった医療施設)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

▼住宅护理可以接受的服务

服务名称	内容
访问护理 (家庭护理服务)	在家里接受家庭护理员的入浴、排泄、吃饭等日常生活的照顾。
访问入浴护理	通过巡回入浴车在家里接受入浴护理。
访问看护	在家里接受护士等的疗养护理及必要的诊疗辅助。
访问医疗指导	在家里接受理学疗法师及作业疗法师等必要的医疗指导。
住宅疗养管理指导	在家里接受医生及牙科医生、药剂师等疗养上的管理与指导。
到所定设施接受日间护理 (日间服务)	到服务中心之类的地方接受入浴、吃饭等日常生活的照顾，接受机能训练。
到所定设施接受医疗指导 (日间护理)	到医疗设施之类的地方接受身心机能维持・恢复时所必要的医疗指导。
短期入居生活护理 (短期居住)	到特别养老院之类的地方进行短期入居，接受护理及日常生活的照顾并进行机能训练。
短期入居疗养护理 (短期居住)	到医疗设施之类的地方进行短期入居，接受医学管理下的护理和必要的治疗及日常生活的照顾。
痴呆症关联型共同生活护理	患有痴呆症的高龄者，在共同生活的住所里接受日常生活的照顾及训练机能的的服务。
特定设施入居者生活护理	收费养老院等的入居者，在可以接受护理及日常生活的照顾的同时并能接受机能训练和疗养时的照顾。
发放福利用具的借出，购入费用	发放特殊床铺或轮椅的借出及购买携带厕所的费用。
发放住宅改修费用	发放安装栏杆及消除沟坎等小规模改修费用。
住宅护理支援 (护理管理服务)	根据要护理者的状况而作成护理服务计划(护理方案)，可以接受基于计划的护理。

▼设施内可以接受的服务

※要护理的1～5的被保险者可以接受入设施的服务。

服务名称	内容
老人护理福祉设施 (特别养老院)	经常需要护理但住宅生活困难者可以入居并接受日常生活的支援及护理。
老人护理保健设施 (老人保健设施)	让状态安定者可以在家里复原而进行以医疗指导为中心的护理。
疗养型护理医疗设施 (具备完善护理体制的医疗设施)	是急性期的治疗结束后能够长期疗养的医疗设施。

こうれいしゃ
■高齢者サービス

▼問合せ 健康長寿課高齢者福祉係 (TEL37-1254)

▼受けられるサービス

種類	内容
100歳祝	長寿の祝い品(肖像画・花束)を贈呈します。
緊急通報システムの設置	高齢者のみの世帯を対象に、緊急通報システムを設置し、緊急事態に対応ができるようにします。
家族介護用品(紙おむつ等)の支給	要介護4,5の方を在宅で介護している非課税世帯に紙おむつ等の介護用品を給付します。
在宅寝たきり高齢者の介護者への手当支給	要介護3以上の方を6か月以上在宅で介護している家族に対し、手当を支給します。(5,000円/月)
生活管理指導員(ヘルパー)の派遣	高齢者のみの世帯で社会適応が困難な高齢者(介護保険未申請者)に、生活管理指導員を派遣し日常生活に対する指導・支援を実施します。(1時間270円)
配食サービス	高齢者のみの世帯で食事の調理が困難な高齢者に、食事をお届けします。(1食300円、昼食のみ、平日週3日まで)
生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)	高齢者のみの世帯で社会適応が困難な高齢者(介護保険未申請者)が、一時的に養護老人ホームに入所し、日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防します。(1日1,080円)
移送サービス	要介護3以上の自力歩行が困難な方を対象に、リフト付き車両で病院への送迎を行います。(上限月2回)
特定高齢者の介護予防教室	特定高齢者と判定された方を対象に介護予防教室を行います。(運動器の機能向上コース、栄養改善・口腔機能向上コース)
いきいきサロン	介護予防が必要な高齢者を対象に、通所による介護予防教室を行います。
高齢者介護予防教室・講座	高齢者を対象に、介護予防のための講座・教室を行います。(転倒予防教室、出前講座、いきいき講座)
高齢者の総合相談	地域包括支援センターで、高齢者に関する相談を随時受け付けています。(☎37-1120)

■高齢者服务

▼询问 健康長寿課护理保险担当 (TEL37-1254)

▼可以接受的服务

種類	内容
祝贺100岁	赠送祝贺长寿的贺礼(肖像画・鲜花)。
设置紧急通报系统	以独居高龄者的家庭为对象,设置紧急通报系统以应付紧急情况。
发放给家属护理用品(纸尿布等)	对要护理的符合4,5者,进行在宅护理的非课税家庭发放纸尿布等护理用品。
发放给在家卧床不起的高龄者补助费	对要护理符合3以上者,在6个月以上进行在宅护理的家属发放补助费。(5,000日元/月)
派遣生活管理指导员(护理员)	对适应社会有困难、独居的高龄者家庭(未申请护理保险者),派遣生活管理指导员指导・支援日常生活。(1小时270日元)
供餐服务	对做饭有困难、独居高龄者的家庭进行供餐服务。(1餐300日元,只限午餐,限于平日1周最多3次)
生活管理指导短期住宿(短期居住)	对适应社会有困难,独居的高龄者家庭(未申请护理保险者),可以暂时入居养老院,指导・支援日常生活并防止要护理状况的恶化。(1天1,080日元)
移送服务	对要护理3以上的自力行走有困难者,去医院时用带有升降设备的专车接送。(1月最多2次)
特定高龄者的预防护理讲习班	以被认定为特定高龄者的人为对象开设预防护理讲习班。(运动器的机能向上课程,营养改善课程・口腔机能向上课程)
生气勃勃俱乐部	以有必要进行预防护理的高龄者为对象,在服务所里开设预防护理讲习班。
高龄者的预防护理讲习班・讲座	以高龄者为对象开设为预防护理的讲座・讲习班。(预防跌倒讲习班,上门讲座,生气勃勃讲座)
高龄者的综合商谈	在地区综合支援中心随时受理咨询。(☎37-1120)